



教えて!行政書士のしごと Q&A

第4回 クーリングオフ

相続や自動車登録手続などの暮らしに関することから、外国人雇用関係や法人手続などビジネスに関することまで、多岐にわたる行政書士の仕事。今回は、「クーリングオフ」について、そのポイントや相談の多い事例などをQ&A方式でお答えします。

Q₁ 「クーリングオフ」とは、どういうものでしょう?

A クーリングオフとは、消費者が訪問販売、電話や街頭での勧誘など、業者との不意打ち的な接触で強引な勧誘や説明などを受け契約をしてしまった場合、法律で定められた期間、無条件で契約を解除できる制度のことです。消費者が冷静ではない状態での契約で、一旦、頭を冷やして考え直す機会を確保するという目的でつくられています。クーリングオフの期間や利用方法等は、取引内容により法律で決められています。ただ通信販売(テレビ・インターネットショッピングなど)の場合は、クーリングオフは適用されません。事前に返品規定について広告の記載をよく確認しましょう。(記載がない場合は法律の規定に則り返品できます。)



Q₂ クーリングオフの手続は、どうすればいいですか?

A まず、クーリングオフ期間内に契約解除の意思を書面(ハガキ、内容証明など)で通知しなければなりません。通知内容は、①申込日または契約日②商品またはサービス名③金額④販売会社・担当者名・クレジット契約の場合はクレジット会社も⑤契約を解除する旨⑥既払金があれば返金要求⑦クーリングオフ通知日⑧契約者の住所氏名を書いて、クーリングオフ期間内に販売会社・クレジット会社に郵送。発信した証拠が残るようハガキの場合は、簡易書留か特定記録郵便で送ります。書面は両面コピーをとり、郵便局の受領書とともに保管してください。クーリングオフ期間が過ぎていても、状況により契約が取り消せる場合があります。消費者センターや行政書士にご相談ください。



Q₃ 最近増えている悪質商法について教えてください。

A 悪質商法は時代を反映します。最近若い人に多いのは、SNSを利用したアポイントメントセールスです。SNSの交流を通して外で会う約束をとりつけ、食事のあと店舗へ誘導、協力者と合流させエステや化粧品、アクセサリーなどの強引な勧誘をするというパターンです。高齢者で多いのは、貴金属・着物等の購入業者が訪問し、強引に安い価格で買い取っていくという“訪問購入”です。被害急増を受け、この訪問購入についてもクーリングオフの適用対象となる法律が平成24年8月22日に公布されました。とにかく不審や不安を感じたり、分からないことがあるときは、お近くの行政書士にご相談いただくことをオススメします。



● 次回の「教えて!行政書士のしごと」第5回目は「入管」についてご説明いたします。